

# マンション管理士吉田総合事務所通信

2018年(平成30年)3月25日  
第00059号(隔月発行)

編集／発行者：吉田総合事務所

住所：柏市豊四季255-5-509

電話：04-7100-2025

URL: www.mangkan-bujikan.com

補修費用など業者側は争う次第  
約2億4000万円

7日。訴状によれば、同マンションは2階建てで2005年9月に竣工した。遅くとも同年10月28日から購入者に引き渡された。外壁タイルの多くは「452丁タイル」とされる。築9年6ヶ月後の2015年3月に1階の1戸の西側バルコニー外側下部の外壁タイルが約1・5平米にわたつて剥離し、4階の住戸ベランダに落下した。破片は地上にも落ちた。アパートメントらの調査で周囲のタイルの浮きも発覚。階下の3戸でも浮きが確認され、被害防止のため2戸間のタイルを広範囲にわたって撤去した。

「外壁タイルが落下したり、下地から浮いたりしたて、神戸市中央区のマンション（249戸）の管理組合施工業者、設計・監理業者の3社に対して、弁護士費用を支払った計2億4349万円の損害賠償を求めた裁判の地裁であつた。業者側は争う姿勢を示した。

このため管理組合は業者に依頼してゴンドラによるタイルの調査などを行つた。南側外壁で1壁で5・55%にわたつて浮きが確認され、アパホームの費用負担で南・西面に予防のネットを設置した。

管理組合は16年1月から別の業者年に依頼してタイル補修工事を実施。工事が行つた同年6月時

し硬不付か高一地の里不れと害る

管理組合は「タイルの剥離の原因は施工不良だ」として、全面調査を求めたが、同社は「経年劣化である」として応じないと回答したところ、「及建延ニシテ」。点の調査結果では、タイルの浮きの割合は南側側面で35・7%、西側側面で25%、東側側面で14・86%に達している。

不良が原因だ」などとして工のアパート、下請け業者や補修工事などにかか  
頭弁論が2月7日、大阪

神戸の  
管理組合

【施工不良のせい】

**全面調査  
要求も  
「経年劣化」と応じず**

体の14・86%）を構造部などの「10入る。

良が原因だ」などとしのアパート、下請け査や補修工事などにか弁論が2月7日、大阪その上で「建築後10年程度のタイルの劣化の割合（～35%）と、本件外壁タイルの剥きの割合（全

売買契約で主要構造部などを除いて同社の瑕疵担保責任が引き渡しから2年で消滅すると特約を付けている点にも言及。外壁タイルの瑕疵は「完成後相当期間が経過してから発見に至る」ため、品た。次回は3月22日で弁論準備手続きこ

裁判所が管理組合側に「権利能力なき社団の何の権利が害されたのか。権利の主体は区分所有者ではないのか」と尋ねる場面があり、代理人弁護士は「検討する」と述べた。

が、同じグループ内で施工や販売などをしている点から、一員であるアパートは元請け業者に安全性が欠けないよう「配慮させる義務を負っていた」として、不法行為に基づく損害賠償を求めていた。この日の弁論では、外壁タイルの浮きが施工不良にあるとの結論については争うなどとしており、具体的な主張については今後行う。

# 検討会の提案を踏襲

団地型マンションの敷地売却制度が3月中にもスタートする。昨年10月、「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」（浅見泰司座長）で提示された制度案を基に国土交通省は昨年12月、マンション建替え円滑化法（マンション建替え法）施行規則・基本方針に加え、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」の改正案をまとめ、パブリックコメントで意見を募集。2月28日の検討会を経て、3月中旬に規則・基本方針を改正し、公布・施行する。団地型における敷地売却制度構築について国交省マンション政策室は「2017年度中に終わらせる」とするが、「中間取りまとめをいつ行うかなど、その後の

国土交通省は2月23日、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者と業務委託契約を結ぶ際に使う「住宅宿泊管理受託標準契約書」を策定した。

務を委託しなければならない。  
同契約書の5条によれば、事業者は主に①宿泊者対応業務②清掃・衛生業務③住宅・設備管理および安全確保業務――を委託する。契約は書面による通知を行えば、事業者・管理業

者双方とも、契約期間中でも解約可能としている。

水道や電気など「最低必要な」ライフライン、扉やサッシなどの住宅設備が正常に機能するよう保全しなければならない、と明記。住宅や居室の鍵の管理も「維持保全に含まれる」と言及している。

管理業者には、事業年度終了時および契約期間満了後、事業者へ業務の実施状況や地域住民からの苦情の発生状況を報告するよう義務化。単純な問い合わせにについては記録・報告義務はないが、苦情を伴う問い合わせの場合は、苦情の発生した日時や問い合わせ者の属性、苦情内容などを「把握可能な限り記録し、報告する必要がある」としている。(マンシヨン管理新聞 106号)

# 業務委託で「標準契約書」 民泊「家主不在型」では必須

流れについては次回の会議次第」と話している。

同政策室に聞いた。意見提出者数（団体含む）と意見数は共に「数件程度」。意見内容は「団地内の全棟で手続きを同一化すべき」など、改正案に盛り込まれてい

る点の提示などが多くの「具体的に中身に踏み込んだものはなかった」と話した。 ◇

定された場合に適用対象になる。全ての棟で5分の4の決議を行うことが必要だ。

規則の改正案では、買い受け計画の申請を規定する5条を見直し、他棟の買い受け計画の認定申請を行う予定時期を追加することとしている。同一団地内の全要除却マンションが確実に買い受けられ、かつ除却されるようとする狙い。別記様式18の買い受け計画書も他棟の

認定申請予定期間を記載できるよう改正する。基本方針は全ての棟で敷地売却組合を設立することなどを加える。ガイドラインは、再生方針決議や売却推進決議などは一般的に団地管理組合の普通決議で行う旨、法に基づく手続方は団地全体での合意を前提とし、各棟で進めの旨を明記するなどの改訂を行う。(マンショングループ)

# 中にも制度開始

国交省

**編集後記**：マンション管理組合の運営は、管理組合（理事会）が決して他人（管理会社）任せにせず、主体性を持って取組むことが大切です。日常の管理業務は管理会社に委託しても、委託内容・管理仕様、大規模修繕工事、長期修繕計画等は管理組合の大きな資金を費消することから、管理組合自身が経営的な感覚を持って判断・取組むことが求められています。管理組合の役員の方々の多くは仕事を持っていることから、これに費やす時間は難しいのが現実ですが、組合運営の方針・意思決定は自ら（主体的）にするようしてください。セカンドオピニオンとして外部の専門家の活用することで、効率的、合理的、公平な組合運営の近道ともなります。（吉田）